

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

目的

- 教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関が連携して支援する体制・仕組みの整備
- 「個別の教育支援計画」等を作成・活用し、就学、進級、進学、就労の際に、支援内容が適切に引き継がれる仕組みの整備

①課題

・教育と関係部局や関係機関が連携した支援体制構築に係る取組が進んでいる市町村と難しい市町村がある。

②課題を踏まえ設定した目的

- ・全14管内にモデルとなる市町村を「連携推進地域」に指定し、体制整備の取組を推進する。
- ・各管内及び市町村の担当者が、「連携推進地域」の取組内容や切れ目ない支援体制を整備することの意義を理解、共有する機会を設定し、各市町村の取組の充実を図る。



成果



①得られた成果

- ・毎年、「連携推進地域」を新たに指定し、取組を推進することにより、多くの市町村が、域内の支援体制整備に取り組むことができた。
- ・「支援体制成果づくり取組事例データベース」、「連携推進地域等発表資料集」等の作成により、「連携推進地域」の取組の成果を普及するとともに、各管内及び担当者が関係機関との連携の在り方の具体について共通理解を図ることができた。

②成果を踏まえた今後の取組

- ・就学前期から学齢期の接続に関する好事例が取組の成果として挙げられる一方、就労・進学期の接続に関する事例が少ないことから、各管内においては、就労をテーマとした会議や研修会を計画、実施する。

※北海道は、地域課題に迅速かつ確に対応するために、道内を14の行政区画（管内）に分けており、全てに振興局及び教育局を出先機関として設置している。

事業内容

「発達障がい支援成果普及事業」（北海道教育庁）の取組

① 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課の「障がい児等支援連携体制整備事業」と連携

② 「連携推進地域」の取組の支援

- ・「連携推進地域」は、「保健福祉部局（社会福祉課等）」と「市町村教育委員会」、道立学校が連携し、発達障がいのある子どもやその保護者への早期からの教育相談や支援体制の充実を推進

〔具体的な取組内容〕

- ・支援ファイルを活用した乳幼児期から学校段階への円滑な引継ぎ
- ・切れ目ない支援を行うための関係機関の連携

③ 道教委主催の研修会における取組の成果等の発表と指導資料の作成

- ・「支援体制成果づくり取組事例データベース」、「連携推進地域発表資料集」等を作成し、道立特別支援教育センターのWebページに掲載

④ 発達支援関係職員実践研修・特別支援教育充実セミナー及び全道セミナーの開催

- ・各管内の振興局と教育局が共同で主催する「発達支援関係職員実践研修・特別支援教育充実セミナー」に加え、北海道教育庁が主催する「全道セミナー」を開催し、切れ目ない支援体制を整備することの意義について説明

⑤ 各教育局における、特別支援連携協議会、専門家チーム会議及び巡回相談の実施

